

2009年9月30日

気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

温暖化防止情報開示訴訟 東京高裁も開示命令！

本日、東京高裁は、新日本製鐵君津製鐵所、JFE スチール西日本製鐵所（福山地区）、東ソー南陽事業所についての、省エネ法による燃料等の使用量の経済産業省への定期報告（2003年度）情報の開示を求めた訴訟で、2007年9月28日に東京地裁がこれらの事業所について全面開示を命じた判決を維持し、国の控訴を棄却した。東京高裁は、情報公開法が国民主権の理念の下に行政機関の保有する情報の公開を図り、政府による諸活動に関する国民への説明の責務を果たす目的で制定された趣旨に照らし、一般的類型的な支障が生じる蓋然性だけでは足りず、正当な利益が具体的に侵害される危険性が法的保護に値する蓋然性があることを要するとし、これら三社の関係者の証人尋問を行った上で、本件燃料別等の使用量情報を不開示とする理由がないと判示したものである。国は上告せず、判決に復すべきである。

本件訴訟は、気候ネットワークが経済産業省に対し、省エネ法第1種指定事業所（約5000）について、2003年度の燃料別電気の種別消費量についての定期報告情報の開示を求め、753の事業所が不開示となったため、そのうち代表的な事業所について、東京地裁、名古屋地裁、大阪地裁に提訴した事件のうち、東京地裁事件の控訴審判決である。2006年10月5日に名古屋地裁、2007年1月30日に大阪地裁判決、同年9月28日に東京地裁は国に開示を命じ、さらに2007年11月15日名古屋高裁判決も開示を命じている。なお、同年10月22日に大阪高裁は国の裁量を広く認め不開示処分を容認したため、気候ネットワークは上告中である。）

当初の753不開示事業所のうち、その後、437事業所については、当該報告事業者の意思によって経済産業省が開示に変更し、2009年9月30日現在の非開示事業所は計316である（資料1）。本件訴訟が報告事業者の認識を変えることになったものと考えている。

本年9月、鳩山新政権は1990年比25%削減目標を表明し、目標達成のために国内排出量取引制度の導入などを打ち出した。気候ネットワークは国のこの方針転換を歓迎する。本件開示請求データは、情報公開法に定める不開示情報に該当せず、公平で公正な実効性ある排出削減を担保する国内排出量取引制度などを国民参加のもとに設計していくために必要不可欠の情報である。新政権は、東京高等裁判所の判決をもって、残る316事業所すべてについて開示すべきである。

問合せ：気候ネットワーク 東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウッドフィールド2F

TEL：03-3263-9210、FAX：03-3263-9463

E-mail：tokyo@kikonet.org、URL：http://www.kikonet.org/

浅岡法律事務所 TEL：075-211-2774（携帯090-2114-4551）

資料1 経済産業局別の追加開示事業所数

	対象事業所 総数	当初非開示 事業所数	追加開示事業所数 (06年7月まで)	追加開示事業所数 (09年8月まで)	うち訴訟対象事業所
北海道	138	18	11	2	1
東北	327	49	19	5	0
関東	2007	240	116	33	4
中部	727	106	47	12	5
近畿	863	135	53	23	3
中国	392	88	41	5	0
四国	154	30	13	4	1
九州	401	84	38	12	3
沖縄	24	3	2	1	0
合計	5033	753	340 (非開示は413に)	97 (非開示は316に)	17

- 非開示とした理由として、経済産業省は、「法人に関する情報であって、通常一般には入手できない当該法人の事業活動に関する内部情報であり、当該情報を競合他社が入手し、パンフレット等により生産量等の情報を知りえた場合、製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり（あるいは、エネルギーコスト等が推測され、製品の生産量、生産能力等が類推可能となり）、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じること等が想定される。従って、これらの情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条2号イに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」などと記載。

資料2 各地裁における訴訟対象事業所

(濃い網掛けは2006年7月以降に開示に変更されたもの、薄い網掛けは2006年5月に開示に変更されたもの)

東京地裁・訴訟対象12事業所(高裁対象 3事業所)

× 非開示のまま	新日本製鐵(株)	君津製鐵所	千葉県
× 非開示のまま	JFEスチール(株)	西日本製鐵所(福山地区)	広島県
× 非開示のまま	東ソー(株)	南陽事業所	山口県
開示へ変更	昭和電工(株)	大分工場	大分県
開示へ変更	旭化成せんい(株)	レオナ繊維長浜工場	宮崎県
開示へ変更	三菱化学(株)	鹿島事業所	茨城県
開示へ変更	太平洋セメント(株)	上磯工場	北海道
開示へ変更	三菱マテリアル(株)	九州工場	福岡県
開示へ変更	大王製紙(株)	三島工場	愛媛県
開示へ変更	新日本石油精製(株)	根岸製油所	神奈川県
開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	神奈川県
開示へ変更	日産自動車(株)	追浜工場	神奈川県

名古屋地裁・訴訟対象 9 事業所（名古屋高裁対象 4 事業所）

× 非開示のまま	新日本製鐵(株)	名古屋製鐵所	愛知県
× 非開示のまま	東ソ - (株)	四日市事業所	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所川尻工場	三重県
× 非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所四日市工場	三重県
開示へ変更	出光興産(株)	愛知製油所	愛知県
開示へ変更	昭和四日市石油(株)	四日市製油所	三重県
開示へ変更	横浜ゴム(株)	新城工場	愛知県
開示へ変更	横浜ゴム(株)	三重工場	三重県
開示へ変更	明治乳業(株)	愛知工場	愛知県

大阪高裁・訴訟対象 4 事業所

× 非開示のまま	(株)カネカ	高砂工業所	兵庫県
× 非開示のまま	花王(株)	和歌山工場	和歌山県
× 非開示のまま	(株)神戸製鋼所	加古川製鉄所	兵庫県
× 非開示のまま	住友金属工業(株)	和歌山製鉄所	和歌山県
開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	和歌山工場	和歌山県
開示へ変更	住友大阪セメント(株)	赤穂工場	兵庫県
開示へ変更	日本ハム(株)	兵庫工場	兵庫県

参考 省エネ法の定期報告書の様式

電気

燃料等

様式第5（第10条関係）

※受理年月日
※処理年月日

定期報告書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

エネルギー管理指定工場指定番号

工場の名称

工場の所在地
電話（ - - ）

工場に係る事業

作成責任者名

作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号

エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条（法律第12条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 電気の使用量

電気の使用量	単位	年度	対前年度比(%)
(昼間買電)	千kWh		
(夜間買電)	千kWh		
(上記以外の電気)	千kWh		
(合計)	千kWh		

第1表 燃料等の使用量及び販売副生燃料等の量

燃料等の種類	単位	使用量		販売副生燃料等の量	
		年度	熱量GJ	年度	熱量GJ
原油	kl				
うちコンデンセート(NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス					
蒸化石油ガス(LPG)	t				
石油系炭化水素ガス	千m³				
可燃性天然ガス					
液化天然ガス(LNG)	t				
その他可燃性天然ガス	千m³				
石炭					
原料炭	t				
一般炭	t				
無煙炭	t				
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m³				
高炉ガス	千m³				
転炉ガス	千m³				
その他の燃料等					
都市ガス	千m³				
蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
()	()				
合計	GJ				
原油換算	kl				
対前年度比(%)					